資料編

資料1　大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定協議会

【委員】

No.	氏名	区分	所属	備考
1	藤井　敬宏	学識経験者	日本大学理工学部 非常勤講師	委員長
2	丹羽　菜生	学識経験者	中央大学　研究開発機構 機構准教授	副委員長
3	堀江　新三	住民団体	品川第二地区町会自治会連合会　会長	
4	岡　賢二	住民団体	大井第一町会連合会　会長	R8.5.11 まで
	坂本　恭子			R8.5.12 から
5	大八木　繁	住民団体	大井第二地区連合町会　会長	
6	矢野　肇	高齢者団体	品川区高齢者クラブ連合会 副会長	
7	庄田　洋	障害者団体	品川区障害者団体連絡協議会　会長	
8	片山　華絵	子育て団体	品川区子ども・子育て会議委員（公募区民）	
9	増子　忠広	商工関係団体	品川区商店街連合会　理事	
10	加藤　雅之	商工関係団体	特定非営利活動法人まちづくり大井　事務局長	
11	松本　剛	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社　上野事業本部 企画総務部　経営戦略ユニット マネージャー	
12	五島 雄一郎	鉄道事業者	東急電鉄株式会社　経営戦略部 総括課長	
13	浅岡　靖広	鉄道事業者	東京臨海高速鉄道株式会社　運輸部　設備課長	
14	森田　憲和	鉄道事業者	京浜急行電鉄株式会社　鉄道本部 鉄道統括部　事業統括課長	
15	内山　琢矢	バス事業者	東京都交通局　自動車部 計画課　事業改善担当課長	R8.3.31 まで
	和田　奈津美			R8.4.1 から
16	次郎丸 健司	バス事業者	東急バス株式会社　運輸事業部 計画部 運輸営業グループ 課長	R8.3.31 まで
	恒吉　剛		東急バス株式会社　運輸事業部　計画部 運輸営業グループ　担当課長	R8.4.1 から
17	山下　和彦	バス事業者	京浜急行バス株式会社　事業統括部　整備課長	R7.9.15 まで
	渡辺　義成		京浜急行バス株式会社　事業統括部 施設開発課長	R7.9.16 から
18	石郷岡　亮	交通管理者	警視庁品川警察署　交通課長	
19	渡邉　亮太	交通管理者	警視庁大井警察署　交通課長	R7.8.17 まで
	吉田　允			R7.8.18 から
20	稲垣　剛史	行政機関	国土交通省東京国道事務所　交通対策課長	
21	髙木　純子	行政機関	国土交通省関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	
22	吉澤　一之	行政機関	東京都第二建設事務所　補修課長	
23	荒井　大介	行政機関	東京都都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	

次ページにつづきます。

前ページからのつづきです。

24	久保田　善行	品川区	企画経営部長	
25	鴇田　正明	品川区	区長室 広町事業担当部長	R8.3.31 まで
	阿部　京			R8.4.1 から
26	川島　淳成	品川区	地域振興部長	
27	佐藤　憲宜	品川区	子ども未来部長	R8.3.31 まで
	米田　博			R8.4.1 から
28	寺嶋　清	品川区	福祉部長	R8.3.31 まで
	菅野　令子			R8.4.1 から
29	阿部　敦子	品川区	健康推進部長	R8.3.31 まで
	山下　公平			R8.4.1 から
30	鈴木　和彦	品川区	都市環境部長	
31	溝口　雅之	品川区	防災まちづくり部長	

【意見聴取団体】

No.	団体名	備考
1	品川区肢体不自由児者父母の会	
2	品川区手をつなぐ育成会	
3	品川区重症心身障害児(者)を守る会	
4	品川区身体障害者友和会	
5	品川区聴覚障害者協会	
6	品川区視覚障害者福祉協会	
7	品川区精神保健福祉家族会(かもめ会)	
8	品川区高次脳機能障害者と家族の会	

※改定協議会やまち歩き点検、心のバリアフリーワークショップ等に参加いただき、ご意見をいただきました。

【オブザーバー】

No.	氏名	区分	所属	備考
1	斎藤 遼	交通管理者	警視庁交通部交通規制課都市交通管理係	

資料2　改定・協議経緯

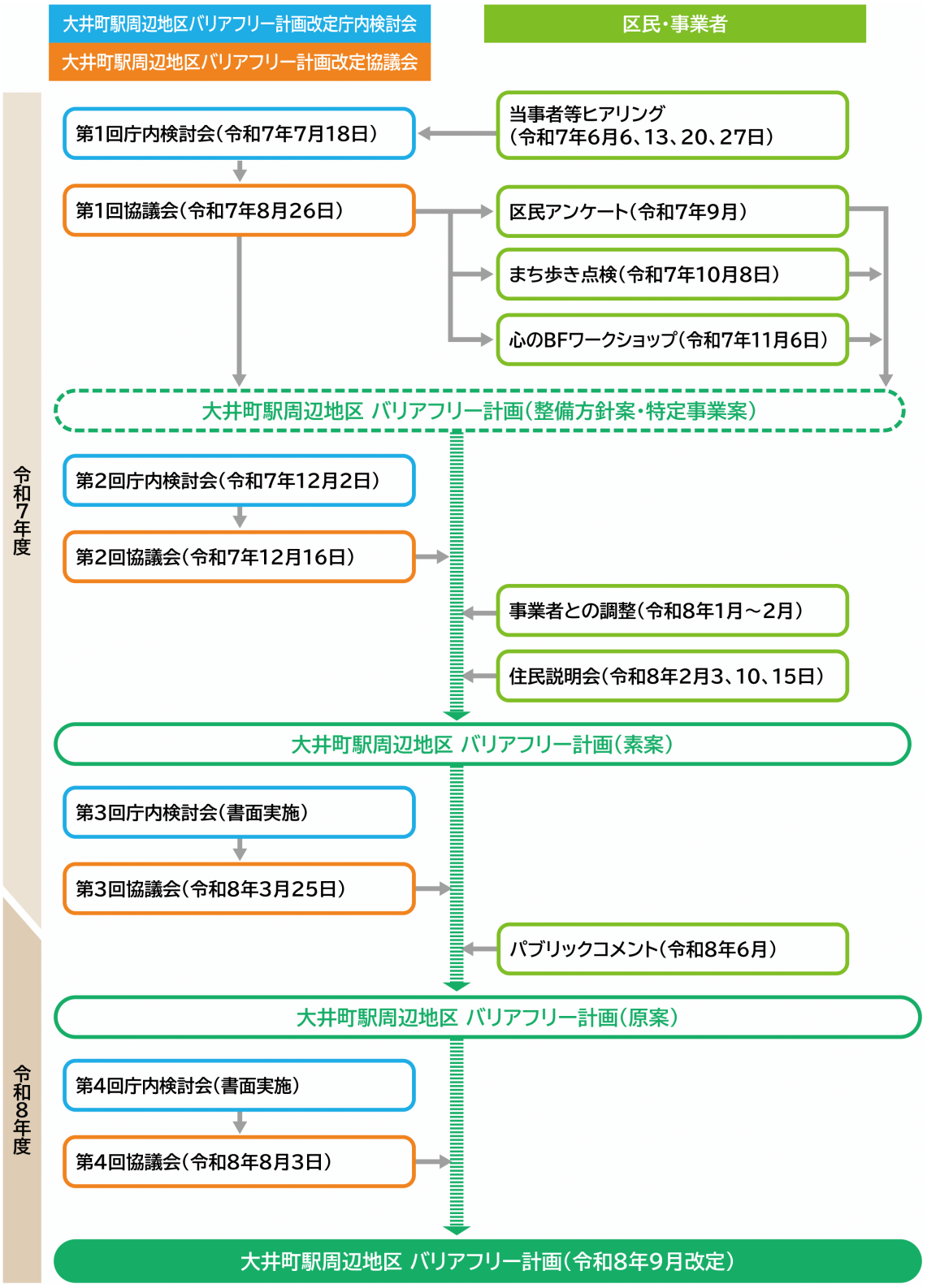
大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定庁内検討会
大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定協議会
区民・事業者
令和7年度
令和8年度
第1回庁内検討会（令和7年7月18日）
当事者等ヒアリング
（令和7年6月6、13、20、27日）
第1回協議会（令和7年8月26日）
区民アンケート（令和7年9月）
まち歩き点検（令和7年10月8日）
心のBFワークショップ（令和7年11月6日）
大井町駅周辺地区 バリアフリー計画（整備方針案・特定事業案）
第2回庁内検討会（令和7年12月2日）
第2回協議会（令和7年12月16日）
事業者との調整（令和8年1月～2月）
住民説明会（令和8年2月3、10、15日）
大井町駅周辺地区 バリアフリー計画（素案）
第3回庁内検討会（書面実施）
第3回協議会（令和8年3月25日）
パブリックコメント（令和8年6月）
大井町駅周辺地区 バリアフリー計画（原案）
第4回庁内検討会（書面実施）
第4回協議会（令和8年8月3日）
大井町駅周辺地区 バリアフリー計画（令和8年9月改定）

各協議会での協議内容

協議会	協議内容
第1回協議会 （令和7年８月26日）	▸現計画の概要と計画改定の背景と目的について ▸特定事業の進捗状況について ▸重点整備地区の設定について ▸アンケート調査の実施について ▸まち歩き点検の実施について ▸心のバリアフリーワークショップの実施について
第2回協議会 （令和7年12月16日）	▸アンケート調査の実施結果について ▸まち歩き点検の実施結果について ▸心のバリアフリーワークショップの実施結果について ▸基本目標・基本方針（案）について ▸重点整備地区の整備方針（案）について ▸特定事業・その他の事業（案）について ▸改定計画の構成について ▸住民説明会の実施について
第3回協議会 （令和８年３月25日）	▸住民説明会の実施結果について ▸改定素案について ▸パブリックコメントの実施について
第4回協議会 （令和８年８月３日）	▸パブリックコメントの実施結果について ▸改定原案について ▸特定事業計画改定について

パブリックコメントの実施概要

大井町駅周辺地区バリアフリー計画（素案）に対するパブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和８年６月１日～30日（30日間）
募集方法	区ホームページ、郵送、FAX、持参
周知方法	広報紙、区ホームページ、LINE、しなメール、X、Facebook
意 見 数	22人（31件）

資料3　品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱

品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱

制定　平成26年6月24日
区長決定　要綱第90号
平成27年3月3日　要綱第139号
平成28年7月1日　要綱第236号
令和 6年4月2日
部長決定　要綱第179号
改正　令和 7年6月9日
区長決定　要綱第153号

（目的）

第1条 この要綱は、品川区におけるバリアフリー計画の策定に関し必要な事項を協議するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき設置する品川区バリアフリー計画策定・改定協議会（以下「協議会」という。）に関し、同条各項に規定されている事項のほか、必要な事項 について定めるものとする。

（定義）

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）バリアフリー計画 法第25条第1項に規定される基本構想

（2）重点整備地区 法第2条第1項第24号に規定される地区

（設置）

第3条 区長は、区全域又は次に掲げる重点整備地区ごとに協議会を設置することができる。

（1）大井町駅周辺地区

（2）旗の台駅周辺地区

（所掌事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）バリアフリー計画の策定に関する事項

（2）バリアフリー計画の改定に関する事項

（3）バリアフリー計画の実施に係る連絡調整に関する事項

（4）その他関連する事項

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、または任命する委員をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）区内関係団体の代表者

（3）町会・自治会連合会および町会・自治会の代表者

（4）関係行政機関の職員

（5）交通管理者
（6）施設管理者
（7）関係事業者
（8）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

（委員の任期）

第6条　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第7条 協議会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めた場合はこの限りでない。

5 会長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。

6 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（部会）

第9条　委員長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会長および部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第10条 協議会および部会の庶務は、防災まちづくり部地域交通政策課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、防災まちづくり部長または委員長が別に定める。

品川区　大井町駅周辺地区バリアフリー計画
令和８年9月　改定
品川区　防災まちづくり部　地域交通政策課
〒140－8715　東京都品川区広町二丁目1番36号
電話:03－5742－7138
FAX:03－5742－6887

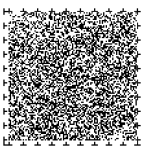

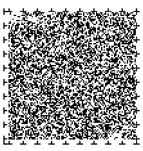

しあわせ
多彩区
Shinagawa City